

広島司法書士会会則

第4章 資産及び会計

(会計年度)

第60条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第61条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 登録事務交付金
- (4) 法人会員届出事務手数料
- (5) 寄附金
- (6) その他の雑収入

(予算)

第62条 会長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の議決を経なければならない。

- 2 毎会計年度における4月及び5月に要する経費の暫定予算は、前年度の予算の議決と同時に議決しておくものとする。
- 3 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。
- 4 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

(予算外支出)

第63条 会長は、支出予算については、各款、項に定める目的のほかこれをを使用してはならない。ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を経た場合、又は理事会の議決を経た場合は、この限りでない。

- 2 会長は、前項ただし書後段の規定により支出をしたときは、その後に開かれる最初の総会の承認を得なければならない。

(計算書類)

第64条 会長は、毎会計年度末現在において公益法人会計基準に基づく計算書類を作成しなければならない。

(収支計算書)

第65条 会長は、前条の計算書類を、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の計算書類を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
- 3 会長は、定時総会に前項の計算書類を提出しなければならない。

(資産の管理)

第66条 本会の資産は、会長が管理する。

(財産の請求制限)

広島司法書士会会則

第67条 会員は、退会した場合において、本会に対しこの会則に別段の定めのある場合を除き、財産上の請求をすることが出来ない。